

令和6年能登半島地震に伴う特例措置のご案内

このたびの令和6年能登半島地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

新潟、富山、石川、福井労働局および管内のハローワークの一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

2 地震の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

新潟、富山、石川、福井労働局管内の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」を設置し、地震の影響により、従来どおりの新卒採用を行うことが困難である事業主などに対する相談にお応えしています。

3 労働条件や労災補償などに関する相談窓口

新潟、富山、石川、福井労働局および管内の労働基準監督署の一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00177.html）



2 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

令和6年能登半島地震に伴う「経済上の理由」(*)により休業、教育訓練又は出向を余儀なくされた事業所において、労働者に休業手当や賃金等が支払われた場合、全国の事業所で雇用調整助成金の特例措置が利用できます。また、新潟県、富山県、石川県、福井県の区域内の事業所においては、助成率の引き上げ（中小企業2/3から4/5、大企業1/2から2/3）等の措置も講じています。

(*)「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なことにより事業活動が阻害されている、などが挙げられます。→詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。



3 失業給付について、従業員にお知らせください

激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して、賃金を受けることができない労働者については、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、激甚災害法の指定地域及びその隣接する指定地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

各種助成金の支給申請

令和6年能登半島地震を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。→詳しくは、労働局又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

労働保険料、障害者雇用納付金等の納付期限延長・猶予

1 石川県及び富山県内に所在地がある事業主等

石川県及び富山県内に所在地を有する事業主などについて、労働保険料、障害者雇用納付金などの申告・納期限等を一律に延長します。

2 石川県及び富山県外に所在地がある事業主等

石川県及び富山県外に所在地を有する事業主であっても、このたびの災害によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

詳しくは…

労働保険料については最寄りの労働局か労働基準監督署へ、障害者雇用納付金については独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

「災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

労働者健康安全機構では、自然災害又は大規模な事故等により被災された方々（事業者、労働者及びその家族等）に対するメンタルヘルス及び健康に関する相談を受け付けています。

● 「自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

0120-200-826（フリーダイヤル）

【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は除く

→全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能です。

中小企業退職金共済制度・勤労者財産形成持家融資の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等や財形持家融資の返済期間猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<https://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。（<http://www.mhlw.go.jp/>）

